熊谷市告示（乙）第１５１号

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第７条の３第１項第２号の規定により指定する特定工程及び同条６項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、令和２年１０月１日から施行し、同日以後に、法第６条第１項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第６条の２第１項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第１８条第２項に規定する計画を通知する建築物（法第６８条の２０第２項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物並びに法第８５条第５項及び第６項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成２４年熊谷市告示（乙）第６２号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）（以下「旧告示」という。）は、令和２年９月３０日限り、廃止する。

平成２４年７月１日からこの告示の施行の日の前日までに法第６条第１項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第６条の２第１項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第１８条第２項に規定する計画を通知した建築物であって、旧告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

令和２年６月２６日

熊谷市長　富　岡　　清

１　中間検査を行う区域

熊谷市全域

２　中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、用途及び規模のものとする。

⑴　住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。第２号において同じ。）であって、地階を除く階数が３以上のもの

⑵　住宅以外であって、地階を除く階数が３以上で延べ面積が５００平方メートルを超えるもの

３　指定する特定工程

次に掲げる工程（第４号及び第５号に規定する建築物の工事の工程に法第７条の３第１項第１号に規定する特定工程が含まれる場合にあっては、当該特定工程）とする。

⑴　木造その他これに類する構造の建築物にあっては、屋根工事の工程

⑵　鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあっては、１階の建て方工事の工程

⑶　鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあっては、２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあっては、２階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

⑷　鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあっては、１階の建て方工事の工程

⑸　第１号から第４号までに掲げる構造のうち２以上の構造を併用する建築物にあっては、当該第１号から第４号までに掲げる構造に応じ、当該第１号から第４号までに掲げる工程

⑹　第２号から第５号までに掲げる構造の建築物にあっては、基礎の配筋工事の工程

４　指定する特定工程後の工程

次に掲げる工程とする。

⑴　前項第１号に掲げる特定工程にあっては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

⑵　前項第２号に掲げる特定工程にあっては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

⑶　前項第３号に掲げる特定工程にあっては、２階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあっては、直上階の柱又は壁の取付工事）の工程

⑷　前項第４号に掲げる特定工程にあっては、柱又ははりの配筋工事の工程

⑸　前項第５号に掲げる特定工程にあっては、前項第１号から第４号までに掲げる特定工程に応じ第１号から第４号までに掲げる工程

⑹　前項第６号に掲げる特定工程にあっては、基礎コンクリートの打設工事の工程